

「 原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書
～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括) 」

要 点

報告書のねらい

- 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続は、非公開を原則とするが、福島原発事故の法的紛争の解決は国民の関心事であり、当事者の利益に反しない限りで、政府の機関として、その活動状況を国民に明らかにする必要がある。
- 被害者については、センターの活動状況を知ることにより、この和解仲介手続の利用に当たっての判断の材料となる。
また、センターの和解仲介手続を円滑に進めるためには、東京電力、被害者弁護団等の関係者の理解と協力が不可欠であり、報告書を公表することにより、センターの課題や取組方針を認識していただくことが期待される。
- 本報告書は、センターが平成23年9月1日に申立ての受付けを開始してから、同年12月28日までの初期段階4か月の状況を総括したもの。
今後、業務の進捗状況に応じて、逐次、報告書を公表する予定。

報告書の要点

1. 申立ての動向

- 初期段階(平成23年9月～12月)における申立件数は総計521件。
月別の推移：9月38件、10月80件、11月143件、12月260件
- 個人と法人の申立件数比率は約8：2。 弁護士代理は全体の約2割。
- 損害項目の割合(申立件数で除した割合)
避難費用 約50%、精神的損害 約53%、営業損害 約36%、
就労不能損害 約29%、財物価値喪失等 約29%

2. 申立事件の処理状況

- 12月28日までの和解成立件数は2件。申立てから和解成立までの目標審理期間(3か月)は実現できていない。
- 平成24年2月末までの和解案提示見込みは約50件。

3. 和解成立が遅延している要因

○ センター側の要因

- 本件原発事故の特性上、一つの事案の処理が先例となり、他の多くの事案の処理に影響を及ぼすことから審理に慎重を期した。
- 本人申立ての件数が多く、請求内容や事実関係の確認・調査に時間を要した。等

○ 東京電力側の要因

- 答弁書における認否留保が多い、中間指針に個別に明記されていない事項や財物価値の喪失・減少等について積極的な審理促進の態度がみられない。等

4. 課題解決に向けた取組み

○ 大量の案件を処理するための手続の工夫

- 仲介委員、調査官、当事者が協議する期日の早期設定
- パネル間協議による共通論点の整理
- 「総括基準」の策定・公表
 - ※ 総括基準：中間指針を個別の和解仲介事件に適用するに当たり、仲介委員の参照となる基準
- 「一部和解」、「仮払い」の促進
- 単独体審理（一人パネル）の活用（従前は、仲介委員3名の合議体審理を原則）
- 集団申立てに対する対応（代表案件先行処理方式の採用）
 - 集団申立の中でいくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねる。

○ 東京電力、弁護士等に対する協力の要請

- 弁護士会や原子力損害賠償支援機構、原子力損害賠償円滑化会議との連携。

○ センターの体制の強化

- 平成23年12月28日時点で、仲介委員128名、調査官（仲介委員を補佐する弁護士）28名、和解仲介室（事務局）の職員（派遣職員等を含む。）34名の体制。
- 仲介委員、調査官、事務スタッフの増員が喫緊の課題。

【 基本的な方向性 】

- 和解実例を積み重ね、総括基準を策定・公表することにより、申立案件を適正かつ迅速に解決に導く。
- 総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進される環境を整える。